

産業建設委員会記録

開会年月日	令和8年3月13日
開会時刻	午前10時00分
閉会時刻	午後1時31分
出席委員名	◎岡田善行 ○上村和生 森下知世 中村栄治
	青沼陽一郎 宮本 晃 大西要一 宿 典泰
	北村 勝 議長
欠席委員名	なし
署名者	森下知世 中村栄治
担当書記	森田晃司
審査案件	令和8年請願第1号 三重県営五十鈴公園への立体駐車場建設に関する請願
	議案第12号 令和7年度伊勢市一般会計補正予算(第9号)(産業建設委員会関係分)
	議案第16号 令和7年度伊勢市観光交通対策特別会計補正予算(第3号)
	議案第17号 令和7年度伊勢市土地取得特別会計補正予算(第1号)
	議案第19号 令和7年度伊勢市水道事業会計補正予算(第2号)
	議案第20号 令和7年度伊勢市下水道事業会計補正予算(第3号)
	議案第22号 伊勢市附属機関条例の一部改正について
	議案第35号 伊勢市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正について
	議案第38号 市道の路線の認定について
	継続調査案件 観光振興に関する事項 ・宿泊税の導入について
	行政視察について
参考人	河崎和代、曾野如、岡谷佳澄
説明員	都市整備部長、都市整備部次長、都市整備部参事、監理課副参事、
	都市計画課長、交通政策課副参事、基盤整備課長、用地課長、
	産業観光部長、産業観光部参事、商工労政課副参事、観光振興課長、
	上下水道部長、上下水道部次長、上下水道総務課長、下水道課長、
	上水道課副参事、総務部長、総務部参事、その他関係参与

審査経過

岡田委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に森下委員、中村委員を指名した。その後、直ちに議事に入り、去る2月24日及び3月2日の本会議において審査付託を受けた「議案第12号 令和7年度伊勢市一般会計補正予算（第9号）中、産業建設委員会関係分」他7件を審査し、「令和8年請願第1号 三重県営五十鈴公園への立体駐車場建設に関する請願」については、継続審査とする意見があり、諮ったところ、賛成多数で継続審査にすることと決定、その他の議案については、原案どおり可決すべしと決定し、委員長報告文の作成については正副委員長に一任することを決定した。

続いて、継続調査となっている「観光振興に関する事項」を議題とし、当局から説明を受け、質疑の後、引き続き調査を行うことを決定した。

次に、「行政視察について」を議題とし、行政視察についての日程の予定、調整中の視察項目の確認を行い閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前10時00分

◎岡田善行委員長

ただいまから産業建設委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

これより会議に入ります。

会議録署名者2名は委員長において、森下委員、中村委員の御兩名を指名いたします。

本日御審査いただきます案件は、去る2月24日及び3月2日の本会議におきまして、産業建設委員会に審査付託を受けました9件、「観光振興に関する事項」及び「行政視察について」の合わせて11件であります。

案件名につきましては、審査案件一覧のとおりです。

お諮りいたします。

審査の方法については、委員長に御一任願いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議については、申出がありましたら随時行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【令和8年請願第1号 三重県営五十鈴公園への立体駐車場建設に関する請願】

◎岡田善行委員長

それでは、審議の都合上、最初に「令和8年請願第1号 三重県営五十鈴公園への立体駐車場建設に関する請願」の御審査を願います。

本日は、参考人として、請願提出者である立体駐車場について考える宇治館町主婦の会、河崎和代さん、曾野如さん、岡谷佳澄さんの御出席をいただいております。

委員会を代表いたしまして請願提出者に一言御挨拶申し上げます。

本日はお忙しい中にもかかわらず、御出席いただきまして誠にありがとうございます。委員会を代表いたしまして、お礼を申し上げますとともに、請願趣旨の御説明と質疑対応をよろしくお願いいたします。

請願の審査については、最初に請願提出者から5分以内で請願趣旨の説明をいただいた後、委員の皆様から請願提出者に対しての質疑を行うこととしております。

ここで委員及び参考人の皆様に申し上げます。

発言は請願趣旨の範囲内で行っていただくようお願いいたします。

それでは、請願提出者から請願第1号についての御説明をお願いいたします。

曾野請願人、どうぞ。

●曾野如参考人

立体駐車場について考える宇治館町主婦の会の曾野如と申します。

本日は、五十鈴公園への立体駐車場建設の再検討を求め、住民の立場から意見を述べさせていただきます。

私たちが住む宇治館町は、五十鈴公園に最も隣接する地域です。市は、地元住民へしっかりと説明を行うと繰り返してきましたが、実態は一部役員への説明にとどまり、住民全体へ声を聞く場は一度もありませんでした。私たちが計画を知ったときには公園が最終候補地と確定していました。特定の役職者の合意を地域の総意とみなす手法はあまりに不誠実ではないでしょうか。この不透明なプロセスに疑問を感じ、請願の提出に至りました。

同時に行った署名活動では、宇治館町の9割の住民が応じ、多くが規模や場所、計画さえ知らなかったと言っています。僅か5週間で市内2,400筆ほどが集まり、現在も署名を希望する声が絶えません。これは、本計画がいかに市民感覚とかけ離れているかのあかしです。

私たちは、渋滞対策の必要性は否定いたしません。ですが、問題解決の代償として公園環境を損なうことが果たして妥当な選択と言えるのでしょうか。計画にある高さ20メートルの公園南方の壁は日照障害を招き、建築面積に基づく独自の調査では100本以上の樹木損失が見込まれます。市は代替の植樹を提案していますが、数十年かけて育った生態系や風景の損失は苗木で補えるものではありません。ここは、子供たちの遠足やリハビリ、散歩など、市民のかけがえのない生活の場です。渋滞に悩む方々の中からも公園には建てないでとの声が上がっており、この事実を重く受け止めていただきたいです。

また、この計画を調べる中で浮き彫りになったのは、現在の政治において民主主義の本質が著しく損なわれていることです。憲法99条にあるように、政治が憲法や法令を遵守すべきなのは、主権者がその主権を行政や議会に信託しているからです。これこそが議会制民主主義の原点です。近代人権思想の原点であるフランス人権宣言、人間と市民の権利宣言が示す人間とは類的存在としての人を示します。民主主義とは、この類的存在としての人が人ゆえの権利を選挙により信託することで初めて権力が発生する仕組みです。これは、日本国憲法前文にも明記されております。同じく日本国憲法前文は、人民が主権の担い手であることも明記しています。政治家や行政はあくまで代理人であり、地域の未来を決める権利は市民にあります。私たちは、自分たちの権利を好き勝手に使っていいと預けたわ

けではありません。

渋滞緩和も健康で文化的な生活の一部です。しかし、その1つの権利のために同じく健康で文化的な生活に保障される緑に囲まれて暮らすという根源的な権利を議論もなく消し去る、これが民主主義に基づく正しい権利行使なののでしょうか。

憲法99条を遵守するとは、主権者の声を真摯に聞き、最善を模索することのほうです。住民の声を聞かず、既定路線を突き進む姿は、信頼を託された政治のあるべき姿ではありません。未来に禍根を残さないため、計画の再検討を断固として求めます。

以上の点から、改めて請願事項を読み上げます。

憲法99条の立場に立ち、住民の福利である健康で文化的な生活を営む権利を、公園環境の保全を通じて保障されるよう計画を再検討してください。

伊勢市が文化都市であり続ける証左である公園の緑と桜を保全するよう計画を再検討してください。

数十年後の子供たちに私たちはこの地を誇れるのでしょうか。伊勢の緑と文化の光を失わぬように、誠に市民の声に寄り添った市政であることを願い、私の陳述といたします。

ありがとうございました。

◎岡田善行委員長

ありがとうございました。

ただいま請願提出者から御説明をいただきましたが、委員の皆さんから請願提出者にお聞きしたいことはありませんか。

森下委員。

○森下知世委員

立って大丈夫ですか。

◎岡田善行委員長

座って。

○森下知世委員

お伺いいたします。

短期間で市内で2,400票、地元住民の9割の賛同を得たとのことですが、署名を集める中で特に印象的だった市民の声などあったら教えてください。

◎岡田善行委員長

曾野請願人。

●曾野如参考人

たくさんの方に一番多く声をいただいたのは、この計画について全く知らなかったという声でした。館町以外の方は、特に「全くそういう話を聞いたことがなかった」という驚きの声を聞きます。また、「公園の中に本当に造るの」という声ですとか、「今ある平面

駐車場の範囲で建てるんだと思っていた」ですとか、「2階建てぐらいだろう」ですとか、「渋滞対策は必要だけれども公園の木は切ってほしくない」、「新しく駐車場を造ったらどンドン車が来てしまうんだろうか」という心配の声もありました。

なお、署名活動が終わった後も賛同の声が絶えず聞こえてきております。説明があまり市内でなかったということもあり、市のほうからしっかりと説明会を開いてほしいという声も聞かれます。以上です。

◎岡田善行委員長
森下委員。

○森下知世委員

ありがとうございます。次に質問させていただきます。

計画を知ったときに最終候補地だったとのことですが、具体的にどのような形式で内容をお知りになられたのかお伺いします。

〔「去年の」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

曾野参考人、挙手をお願いします。

曾野参考人。

●曾野如参考人

館町内なんですけれども、去年の8月に回覧板が回ってきました。回覧内容は、内宮周辺の駐車場の再編の全体の内容のうちに、数行、立体駐車場のことも書いてありましたが、800台程度という規模の説明のみで、高さがどのぐらいですとか、何平方メートルほどになるですとかそういった説明はなく、結構広範囲の地図の中の小さい公園の一部に駐車場がここですといった表記がされているだけでしたので、それを見た方もいますし、見なかった方もいますし、祖母がこれを見て何だか少しおかしいなということできずっと悶々としていたというのもあるんですけれども、計画をしっかりと把握はできていなかったの、それから後々になって祖母の知り合いがうちに来たときに、祖母が「こういうことがあるみたいです」と言ったときに、その方が市のホームページから資料を印刷してきてくださって、それが去年の12月だったんですが、そのときにやっとこれだけの規模のものが建つんだと把握した形になります。

◎岡田善行委員長
森下委員。

○森下知世委員

ありがとうございます。

次に、請願事項の1の公園環境の保全と2の緑と桜を保全とありますが、ここで言う保全はどのようなことを指されているか教えてください。

◎岡田善行委員長

曾野請願人。

●曾野如参考人

公園環境の保全は、単に樹木を保全するだけではなく、樹木を含め訪れる動物や昆虫、土壌環境、日照環境、風環境など、総合的な公園環境のことを指しています。

緑と桜の保全は、今あるままの姿を残すということです。市が言われる移植や植樹は該当いたしません。以上です。

◎岡田善行委員長

森下委員。

○森下知世委員

ありがとうございます。

最後に、伐採される樹木の価値についてどういうふうにお考えかお伺いします。

◎岡田善行委員長

曾野請願人。

●曾野如参考人

伐採可能性のある私たちのお示しした100本近くの樹木は、私たちにとって単なる人工的に植えた植物ではありません。これらは、数十年前の公園整備の際に、先人たちが伊勢市の次世代の市民が心豊かに過ごせるようにとの思いを込めて植え育ててきた言わば生きた遺産になると思っております。

この公園にはたくさんの市民の思い出があり、子供たちや家族が遊んだり、愛好家が野鳥の観察をしたり、カップルがデートに来たり、四季の移ろいを感じるために散歩に来たり、リハビリに励む方々もいます。行政は伐採を最小限にする、植樹をされると言われておりますが、樹木が成長するその間に失われる市民の思い出や安らぎの時間をどのように保障するのか、この木々を切ることは地域の歴史の糸を途切れさせる行為とも言えると思っております。

◎岡田善行委員長

森下委員。

○森下知世委員

ありがとうございました。私からは以上です。

◎岡田善行委員長

他にございませんか。

宿委員。

○宿典泰委員

先ほど御説明をいただきましてありがとうございます。

それで、御説明の中で、宇治館町のその住民の方が知ったのが随分後のことだということで、宇治館町のこの住民の90%がもう反対というのか、こういった請願について同意しとるという話ですけれども、どのような調査をされてその数字になったのか教えてください。

◎岡田善行委員長

曾野請願人。

●曾野如参考人

この署名を集めるに当たりまして、館町内の住民、住んでいらっしゃるおうち全てを回りました。そうしたところ、6件のお宅以外の皆さんは署名をいただきました。神宮のやまと寮さんが館町内にあるんですけれども、そこには行っておりません。住民90人の署名が集まり、ちょっと正確な全体人数はその寮の方の人数がちょっと分からないのですけれども、全戸を回ったうちの6件ですので、大体ほかの情報とも兼ね合いで計算したところ9割に上るということです。

○宿典泰委員

分かりました。

◎岡田善行委員長

宿委員。

○宿典泰委員

それと我々、議員全員かも分かりませんが、茶封筒でその渋滞についてとかいろいろと資料を入れていただいたというのは、あれはその主婦の会の方が作成したものなのかちょっとお聞きをしたいんですけれど。

◎岡田善行委員長

曾野請願人。

●曾野如参考人

この署名の請願の賛同人の方と、私も一緒にその内容見させていただいて、一緒にこういうふうにはここはちょっとこのように分析されるんじゃないかとかは多少はやり取りをして、まとめさせていただいたものになりますが、考え自体はその賛同者の方が発案になります。

◎岡田善行委員長

宿委員。

○宿典泰委員

私も交通対策とか交通工学というのは専門家じゃないので、読ませていただくと、随分そういった視点で物事を書いてみえるなということがうかがえたんですけど、あれの内容がやはりこの請願の中に随分反映されて書かれたら、ちょっと請願の趣旨も違うかなというのはちょっと感じたんですけど、今回のやはり文化的な生活を営むということが中心で環境問題ということになるろうと思うんですけど、この樹木の伐採について100本以上が姿を消すだろうというのは、その地図上の話で何か計画、我々もまだ計画を相当3,600平米やというんだけ聞いておって、それが公園内のどこへどのようにやるかというのはあんまりいただいている話なんですけれど、当局からね。そのあたりのことはどのようにして、その本数等の計算をされたのか教えてください。

◎岡田善行委員長

曾野請願人。

●曾野如参考人

本数の計算については、市の去年8月26日の最終案のときの資料を拝見して、建築面積と地図上のどの方向にどういった形で配置されているかというのを参考にして、計測器を使いまして3,600平方メートルですので50メートル掛ける72メートルを縦横測定しまして、しっかり地図上の形になるように斜め方向に測定しまして、迷惑にならないところにテープを真っすぐに引きました。その範囲の中で1本ずつ赤いテープを木に貼っていきまして、回収しながら計測をしたという形になります。

◎岡田善行委員長

宿委員。

○宿典泰委員

分かりました。大体、具体的に計画はこういう形になるんだろうなというようなことをその該当地でやられたということが分かりました。ありがとうございます。私は以上です。

◎岡田善行委員長

他にございませんか。

青沼委員。

○青沼陽一郎委員

ちょっと今の説明の中で分からないところがあるので確認させていただきたいんですが、この計画を最初に知ったのは去年の8月の回覧板ということでよろしいんですか。それ以前はないということでしょうか。一切見たことがない。それは……。

◎岡田善行委員長

すみません、挙手でお願いできますか。

青沼委員。

○青沼陽一郎委員

それは、館町の人たち全員がそうということですか。

◎岡田善行委員長

曾野参考人。

●曾野如参考人

一部の役員と会長さんは、以前から説明があったそうなので御存じだったと思いますが、ほかの住民が知ったのはその8月の回覧になります。

◎岡田善行委員長

青沼委員。

○青沼陽一郎委員

それと先ほどから説明の中にも出ているんですが、一部の役員だけで決めたということですけども、その事実認定はどうやってされたんですか。

◎岡田善行委員長

曾野参考人。

●曾野如参考人

市のほうに開示請求をしまして、市の方は7回説明を行っているということだったんですが、記録に残っているのは宇治館町の役員に対しては2回でした。その記録上に残っております。

◎岡田善行委員長

青沼委員。

○青沼陽一郎委員

記録上に残っていることと役員の人たちだけで合意したという、そのプロセスはどういうことになるのでしょうか。

◎岡田善行委員長

曾野参考人。

●曾野如参考人

記録の中に、会長さんが「私たちは反対する立場にありません」というような表明をされておりました。

◎岡田善行委員長
青沼委員。

○青沼陽一郎委員
そうすると、その会長さんは住民の方々にこういうことがあるということを諮っていなかったということですか。

◎岡田善行委員長
曾野参考人。

●曾野如参考人
そういうことになります。

◎岡田善行委員長
青沼委員。

○青沼陽一郎委員
それは、会長さん御本人も認めていらっしゃる事なんですか。

◎岡田善行委員長
曾野参考人。

●曾野如参考人
そのときに会長さんにも、私たち、この署名を持ってお願いしに行っているんですけども、9割の住民が署名をしているということで、そのときに「なぜ私たちに説明をしなかったんだ」ということはちょっと直接聞いておりません。

◎岡田善行委員長
青沼委員。

○青沼陽一郎委員
そうすると、会長さんとかその一部の役員さんから、「私たちが勝手に決めたんです」というようなそういった言質なり確認は取れていないということですか。

◎岡田善行委員長
曾野参考人。

●曾野如参考人

会長さんからは「もう決まっていることです」と、そういう返答が毎回返ってくる状況です。

◎岡田善行委員長

青沼委員。

○青沼陽一郎委員

すみません、毎回とおっしゃいましたけれども、さっき署名を集めて持っていったときに聞かなかったという話だったと思うんですけど、毎回というのはどういう状況のことをおっしゃっているんですか。

◎岡田善行委員長

曾野参考人。

●曾野如参考人

すみません、署名集めをする前に祖母が組長さん、ほかの組長さんに話を聞きにいったりですとかしている中で、すみません、会長さんから直接聞いたのはそのときにもう決まっていますと、直接私たちと話したときはそのときだけだったんですけど、組長さんづてに「もう決まっていることだから」と、「だから会長さんからそれは聞いて」というふうなやり取りがあります。

◎岡田善行委員長

青沼委員。

○青沼陽一郎委員

もうちょっと詳しく教えてもらえますか、そのプロセスを。

◎岡田善行委員長

曾野参考人。

●曾野如参考人

プロセスというのはどこの部分の、すみません。

◎岡田善行委員長

青沼委員。

○青沼陽一郎委員

よく分からないんですけども、その組長さんには何度かそれは説明を求めにいつているわけですか。

◎岡田善行委員長

河崎請願人。

●河崎和代参考人

私は、去年の回覧からやはりもやもやとしていまして、そして、曾野が言いましたように市のホームページを持っていただいて初めてこんなこと、五十鈴公園に建つなんでもってのほかだと思って、私、面識ある方にこの請願を出すのに協力していただこうと思ってお伺いしましたら、「河崎さん、もうそれはもうみんな組長と町会長で決まったことなんですよ」言うて、「町会長さんのところへ行って聞いてきてください」とおっしゃったんです。そして、「もう私たちはもういずれ死ぬ身だから仕方がないわね」と言うて、組長さん同士の女の方とお話しされたそうですけれど、私はもうそれを聞いて、本当に何て大人は情けないんだろうと思って、どうして子供たちにあの自然の公園を残してやれない、ただ本当に組長と町会長で決められたのが、もう本当にもうこれはもうやっぱり請願を出さないと駄目だと思って、夫とたまたま正月に息子が帰っていましたので、それで請願を立ち上げる決心をしたんです。以上です。

◎岡田善行委員長

すみません、拍手をやめてもらえますか。静かにしてください。

すみません、青沼委員。

○青沼陽一郎委員

そうすると、それはいつのことになりますか。12月にホームページを印刷したの……。

〔発言する者あり〕

○青沼陽一郎委員

質問、先にさせてもらっていいですか。

それを見た後に知人の方に言ったら、「組長さんがもう決まったことだから」とみんな言っているという話を聞いたということなんですか。

●河崎和代参考人

その方はたまたま……

◎岡田善行委員長

すみません、河崎請願人、挙手お願いします。

●河崎和代参考人

たまたまその方が組長さんだったんです。私は知りませんでしたので、ただこの請願を立ち上げるのに、しっかりした方ですのでお手伝いしていただこうかなと思って頼みに行ったら、たまたま組長されていて、それで「もう決まってしまっている」言うておっしゃいました。

◎岡田善行委員長
青沼委員。

○青沼陽一郎委員

ちょっと順番がよく分からないんですけど、もうその時点で請願されるということを決めていらっしゃったんですか。

◎岡田善行委員長
河崎請願人。

●河崎和代参考人

その時点ではまだ決めていませんでした。

◎岡田善行委員長
青沼委員。

○青沼陽一郎委員

じゃあ、最後にします。

いずれにしても、その12月の時点ではもう決まったことだからといって押し返されちゃったということなんですか。

●河崎和代参考人

そうです。

○青沼陽一郎委員
分かりました。

◎岡田善行委員長
他にございませんか。
大西委員。

○大西要一委員

御説明ありがとうございます。

請願書を見させていただきまして、御説明もいただいて、1点だけちょっと明確なお考えをお聞かせいただけたらと思うんですけど、この計画の再検討を請願されてみえるんですが、この再検討に対して、皆さん、私らもいろいろどういことが再検討なのかなという不明確というんですか、そういうところもありますもので、もしよろしければ詳しくというか明確に、再検討はどういうことやということを教えていただければというふうに思います。

◎岡田善行委員長

曾野請願人。

●曾野如参考人

駐車場の規模や場所を含めた再検討になります。以上です。

◎岡田善行委員長

大西委員。

○大西要一委員

規模と場所ということの2点が、この請願からの意図ということによろしいんですね。規模と場所ということですね。

◎岡田善行委員長

曾野請願人。

●曾野如参考人

請願にもあるとおり、公園環境と樹木の保全を前提とした規模、それを踏まえた上での規模や場所の変更を含めということです。

◎岡田善行委員長

他にございませんか。

宮本委員。

○宮本晃委員

宮本と申します。よろしく申し上げます。

先ほどからの説明と、あと宿委員さんのほうに対しての説明がありましたので、今回この請願書に、私たちは3,600平方メートルというのは聞いとるんです。50メートル掛ける72メートルというの聞いていません。それは、先ほど推測の上でプロットして現場でもということ分かりました。

この文章上、「アクセス道路を1.5倍に広げることにより」と書いてあるんですけど、このアクセス道路という道路と、それから、この1.5倍に広げるというのも私ら聞いていないものですから、そこはどういうふうにお考えでこれアクセス道路を1.5倍にと書かれとるんですか。

◎岡田善行委員長

曾野請願人。

●曾野如参考人

市のほうで令和4年に調査依頼をしているところの資料に道路を広げるというところの資料もありまして、それではまだ地図しかなかったんですけど、そこでは公園側に広げるような形で地図上は記されていましたが、1.5倍にというのはちょっと今どんな資料かというのが言えないんですけども、そういったことは事実として聞いているので、そのため記載しているという形になります。

◎岡田善行委員長
宮本委員。

○宮本晃委員

分かりました。そうすると、今回この今100本近くという数字が挙がってるじゃないですか。そうしたの、その100本近く伐採されるという根拠というのは、先ほど言った3,600平米、それとその道路が公園側に、例えばこれ、あそこの道路って6メートルぐらいあったと思うんですけど、1.5倍という9メートルですので3メートル部分がまた公園側で伐採される、そういったところの根拠で算定されとる、そういったふうに理解してよろしいですか。

◎岡田善行委員長
曾野請願人。

●曾野如参考人

はい、そのとおりでございます。

○宮本晃委員
分かりました。
ちょっと最後に。

◎岡田善行委員長
宮本委員。

○宮本晃委員

今日お話を聞きした中で、森下委員さんのほうからも質問があった中で、今回、市がここに駐車場を造るに当たって伐採はされますよね。それに対して市のほうも捕植を考えると、今回のこの緑化という環境というところで。そこら辺は捕植を考えると、今回のこの請願の2番目にある公園の緑と桜の保全をするよう、この計画を再検討と書いてあるんですけど、その捕植というのは、先ほどの説明をお聞きするとその緑化保全にはなっていないというお話だったんですけど、やっぱりそういうお考えですか。

◎岡田善行委員長
曾野請願人。

●曾野如参考人

保存の定義は移植や植樹を含まないものとしています。

例に挙げますと、東京都世田谷区の樹木に関する保全と植樹と移植の一応定義が書いてある、ホームページ上にあるんですけども、そこはやはり3つとも別々の定義として書かれておりますし、そういった通念上の理解なのかなと思っております。

◎岡田善行委員長

宮本委員。

○宮本晃委員

分かりました。今、捕植や移植の考えをちょっと今お聞かせ願ったので、今、東京都と言われたものですから、この先週の週末の3月7日、8日かな、6、7日かな、東京のほうの砧公園で樹齢60年のソメイヨシノが枯れて落ちて人身事故になってますよね。それとか、その次の日には桜じゃない木も、公園の樹木が折れて車が損傷したとかそういったところが出ています。

先ほどの移植や捕植というところの点で、やっぱりここにソメイヨシノと挙がっているので、ソメイヨシノって樹齢って大体60年ぐらいじゃないですか。やっぱり永遠に残る木じゃないですよね。そういった意味ではやっぱりあるときには伐採も必要ですし、それを補う捕植も必要やと思うんですよね、その緑化を考えるで。そうしたふうに私は思うんですけれどもいかがですか。

◎岡田善行委員長

曾野請願人。

●曾野如参考人

樹木によって寿命もありますし、老化による危険性が伴うこともあると思います。そういったときには、もちろん公園管理として木を適切に剪定や伐採等は必要と考えておりますが、あそこに生えている木はそういった木ばかりではありませんので、その一部を管理するというところで伐採されるのは適切なことだとは思っております。

○宮本晃委員

ありがとうございました。

◎岡田善行委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、請願提出者に対するの質疑は終わります。

ただいま請願提出者から説明いただいた請願趣旨については、審査に反映していきたい

と思います。

以上で請願提出者は御退席お願いしたいと思います。ありがとうございました。
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時34分
再開 午前10時36分

◎岡田善行委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、請願第1号についてお願いいたします。

御発言はございませんか。

中村委員。

○中村栄治委員

ありがとうございます。

先ほど請願人の御説明から、大西委員の質問で再検討という中で規模的などか、再検討のというお話も出たんですけれど、当局として考える中でのその規模、それと場所というのを選定に至った経緯というのをもう一度改めて御説明いただきたいんですが。

◎岡田善行委員長

交通政策課副参事。

●長交通政策課副参事

まず、立体駐車場の規模につきましては、かねてより検討する中でゴールデンウィークを含む観光繁忙期、これらの駐車場需要、これに応えられるものということで算定して設定したもの、約800台となります。

それから、場所につきましては、こちらも過去の直近でいいますと令和7年8月25日の産業建設委員会、またその前の5月の産業建設委員会、こちらのほうでもお示しさせていただきましたけれども、五十鈴公園駐車場を候補地といたしました。その他の場所では法的な部分であったり利便性の問題、また令和7年8月の産業建設委員会の中では陸上競技場の西駐車場との比較もさせていただいた中で、費用の部分であったり、今の平面駐車場を損なった上で立体駐車場の規模としては800台を確保しようとする大きなものとなる、またそれに伴って経費も高くなっていく、こういったところも勘案しまして、今の五十鈴公園駐車場が適地であるとさせていただいたところでございます。以上です。

◎岡田善行委員長

中村委員。

○中村栄治委員

市民の意見の中では、「800台そこらでは渋滞の対策にはならんのちゃうんか」とか、

場所的に神宮のほうも陸上競技場使ったついでに行こうとすると、「あそこでは遠いんじゃないか」という意見も出とる方もいますけれども、それについてはどう思われますか。

◎岡田善行委員長

交通政策課副参事。

●長交通政策課副参事

まず、その800台の渋滞への効果というところでございますけれども、こちら我々としては、当然正月、これはもう本当に年間の中で突出した渋滞、交通需要が高まる時でございます。こちらに合わせた大きさというのは、経費的な部分もそうですけれども、コスト的にもそれに合わせての建設というのは適切ではないと考えております。それ以外のゴールデンウィーク含め、その他の年間通じて3連休の中日であったり、観光繁忙期の土日であったり、年間で臨時駐車場100日開設して、つまりそのときには渋滞が発生しておると見ておりますけれども、この正月以外の繁忙期における交通渋滞の緩和、解消に大きく寄与するものであるというふうに考えております。以上です。

◎岡田善行委員長

中村委員。

○中村栄治委員

お答えいただきありがとうございます。

最後に、ちょっと一言だけ聞きたいなと思います。

あの池のほうに造れば木切らんでいいという意見を言われとる方もおると思うんですけど、そういう考えというのは先々出ることはないですか。

◎岡田善行委員長

交通政策課副参事。

●長交通政策課副参事

現状の計画としましては、今40台程度の舗装された駐車場がございます。こちらの場所で敷地は拡張して立体駐車場を設置するという考えで考えておるところでございます。以上です。

◎岡田善行委員長

中村委員。

○中村栄治委員

お答えいただきましてありがとうございます。

年末年始の繁忙期だけじゃなく、去年に関しては年末前のお礼参りの渋滞というのも非常に多くて、御木本道路を生活道路で使っとる方という人からのいろんな御意見も私は聞

いています。ただお願いいただいとるこの御意見っていうのも反映して一番いい案で収まればいいなと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

◎岡田善行委員長

他にございませんか。
宮本委員。

○宮本晃委員

先ほど請願者さんのほうに御質問させていただいた中で、当局側に確認したいんです。今回この樹木伐採というところが焦点に挙がっています以上、今、推定根拠としてこの本数が挙がっていますが、先ほどの御説明の中で、請願者さんの御回答の中で、アクセス道路のこの1.5倍のところで、令和4年かな、令和6年かな、公園側に1.5メートル広げて公園側に道路を造るというふうにお聞きしたんですけれど、ちょっと私はそういったことを認識なかったんですけれど、今回のこの100本に対しての根拠に挙がっているのも、そこから辺の見解、計画を今分かる範囲で教えていただけますか。

◎岡田善行委員長

交通政策課副参事。

●長交通政策課副参事

御質問の令和4年度のときの資料に基づいてお考えいただいたというお話も伺いました。確かにこの令和4年度のときの資料には公園側の道路拡幅という図があったと記憶しておるんですけれども、現状そのままのプランで進んでおるわけではなくて、道路拡幅を公園側にするか陸上競技場側にするかについては、今後の詳細の設計等計画していく中で決めていくものではございますけれども、現状の様子を考えますと、どちらかという陸上競技側に拡幅するのが妥当ではないかなと想定しておるところでございます。以上です。

◎岡田善行委員長

宮本委員。

○宮本晃委員

分かりました。こういった請願が出ておられるようにできる限り樹木のほうは保存していくという考えの下で、そういった形で考えていただければと思います。以上です。

◎岡田善行委員長

他にございませんか。
青沼委員。

○青沼陽一郎委員

請願の内容自体は公園を守りたいということだと思うんですが、ただ先ほどの主張の中

では、「我々が知らないところで話が進んでいった」という主張もございました。ただこの間、補正予算決める中においては、住民の説明は行き届いているという当局の説明もあったと思うんですが、住民側への説明というのは、特に館町の方々に対しての説明というのはどのようなプロセスで行われたのか、もう一度御説明いただけますでしょうか。

◎岡田善行委員長

交通政策課副参事。

●長交通政策課副参事

館町のほうへの説明ですけれども、こちら役員会2回を含め7回お話、協議させていただいたところがございます。また、過去、全戸への回覧、こちらにつきましても、ちょっと先ほど8月というようなお話ありましたが、私どもとしましては令和7年6月にその回覧文書を自治会へ届けまして、そこから多少もしかしたら回っていくまでに時間はあったかもしれませんが、そちらで回覧をしていただいたと。そちらの回覧していく中で集まってきた御意見を伺って協議していくというようなプロセスを踏んでおるところでございます。また、そちらにつきまして、いろいろ道路の拡幅の話であったり、住宅地への人の流れ、これらの懸念は示されたところですので、こちらに対して対応してまいるということで御了解いただいたという認識でございます。

◎岡田善行委員長

青沼委員。

○青沼陽一郎委員

一部の役員だけで決めたというような御主張でしたけれども、その辺のことについては確認は取れているのでしょうか。

◎岡田善行委員長

交通政策課副参事。

●長交通政策課副参事

区長さん等に御説明する中でも、我々区長、役員だけで決めたということにはならないようにしたいというお話を伺いましたので、それを受けて回覧をさせていただいて、組長さんなりで御意見取りまとめて、それを聞かせていただいたという形を取ってございます。以上です。

◎岡田善行委員長

青沼委員。

○青沼陽一郎委員

そうすると、先ほどの参考人の人たちが言っていたように、もう決まったことだからと

か、参考人たちはおっしゃっていますね。今、当局が聞いてきたのは役員の人たちからの話ということですよね。その役員の人たちと住民との間のプロセス、交渉の話、過程とかというのは確認は取れているのでしょうか。

◎岡田善行委員長

誰でしょうか。
都市整備部長。

●上田都市整備部長

先ほど副参事のほうからも御説明させていただきましたけれども、まず役員様方で決めるのではなく、きちっと回覧を回した上で、その回覧によって様々な御意見をいただいて、それを対応していくということでした承するというようなことでございます。内容につきましては、道路の拡張のことであったり、なるべく木を残してほしいとそういった御意見もあったというふうに伺っております。以上でございます。

◎岡田善行委員長

青沼委員。

○青沼陽一郎委員

どうも請願の人たちは、そのプロセスについて大変不満を持ったり疑問を持ったりしているような感覚なんですけれども、そうすると当局としては、その役員さんなり会長さんなりから上がってきたことをもって説明はついているという判断をされているということではよろしいのでしょうか。

◎岡田善行委員長

都市整備部長。

●上田都市整備部長

説明の仕方としましても役員さんらに相談をして、このようなやり方でやらせていただいたところでございます。

◎岡田善行委員長

青沼委員。

○青沼陽一郎委員

ごめんなさい、このようなやり方というのは。

◎岡田善行委員長

都市整備部長。

●上田都市整備部長

回覧を回して意見を集約していくというやり方でございます。

◎岡田善行委員長

青沼委員。

○青沼陽一郎委員

それは、要するにその組長さんとかその役員の人たちに全部委託しているということによろしいんですか。そこで集約してくれということをお願いしているというプロセスなんですか。

◎岡田善行委員長

交通政策課副参事。

●長交通政策課副参事

はい。委員仰せのとおりでございます。

○青沼陽一郎委員

分かりました。

◎岡田善行委員長

他にございませんか。

宿委員。

○宿典泰委員

この問題は、やはりスタートが、私も以前から申し上げる地元としてこういった立体であれ平面であれ駐車場にするということを受け入れておるのかどうかということは非常に大事な話で、先ほど参考人からも聞いて、宇治館町のもう90%の人がこのことについては反対をしとるというような話になりました。皆さんから、7回会ってもう了解をもらったというような報告を我々もらつとるわけですが、結果的には2回しか議事録が存在しないみたいな話とか、それとか先ほど言ったような個別の住民の方が自治会長なり組長さんに相談をしても、もう決まつとるみたいなことでもうきちつと話ができないというようなこういう事態というのは、もうやはり一番避けやなならん話ですわな。そのことにおいてどのように考えとるのか、もう一度お答え願えませんか。

◎岡田善行委員長

都市整備部長。

●上田都市整備部長

今後のことになるかも分かりませんが、周知の仕方というか説明の仕方について

は、町会長なり役員会の方々と相談して決めていきたいと思っております。以上でございます。

◎岡田善行委員長
宿委員。

○宿典泰委員

駐車場問題が出てきたというのが5月でしたか、6月ぐらいでしたか。そのときにも申し上げたけれども、私は、ここへ造るとするのは非常に館町の近くにできる話だし、また道路渋滞が発生するのではないかなというようなことであったり、観光客の車を降りてからのおはらい町に行くだろうから、その動線についても非常に気になってというような話もさせていただいたと思うんですよね。

今、現時点で我々に示されとるのは全然具体的は何にもないわけですよ。この辺りという図面があるのと立体駐車場が30億円かかると、もろもろの機械が7億円ぐらいかかると、全面の1.5倍とは私も聞いたかどうか記憶していないんですけど、その費用に2,000万円ぐらいはかかるんじゃないかと、そういうことでした。この費用についても収入で充てるというようなことを聞いて、収入で全部充てるものなのかなというようなことで考えておると、大体その駐車場の800台を使うというのは、年間に前後はやっても20日ぐらいではないかなと、あとは空のまま置いておくということになるんじゃないかなと。800台掛ける1,000円としても80万円ですよ、利用されると、80万円かな。80万円が20日分とすると $2 \times 8 = 16$ ですから1,600万円あるんですかね、それだけで。それが空で運営をせならんという。

これからプロポーザルか何かで決めて業者が決まるとしても、そうなることへの私も不安があって、そのときにまた一般会計から実は出さないかんのやという、運営費をね。そういうことでも困るわけで、今そういった形のものが財政収支計画も何にも出てないような状況で、ここへここへということで進んだだけでも、こういう請願が出てきてやっておることがタイミングだから、もう一度、再検討をして、収支等々も我々に示してもらいながら進んでいくということは全然遅くない話だと思うんですよね。

何か先ほど参考人からも私聞きましたけれども、茶封筒の中に相当識見のある方がいろいろ書いてもらったので、私も何度も読まさせていただきました。やはり交通工学としてはこういうところへ駐車場を造るのはあり得ないような状況もあるとすると、我々自身もやはりそういう専門性のある人に相談をする必要も出てくるのかも分かりません、議会としてね。皆さんはやっぱりやりたいやりたいで、頼まれとるコンサルであれ技術者のほうから見るとどうしてもそういうところが欠けて、本来はこれ20年じゃなくて50年ぐらい使う施設になると思うんですよ。その資料にもありましたけれど、30億円で5%ぐらいの利率で20年という、やっぱり60億円ぐらいになるという計算です。これは間違っていないなというのを見ましたけれど、それが50年ということになるとその2.5倍ぐらいになるわけですから、そういうことでいいのかなと。

そのときの観光客が全員車で来るかどうかということは予想できない話ですから、我々としては、議会としては、やはり未来に負債を残さないという視点というのはすごく大事

で、今の状況からいくと費用対効果というんが言えるかどうかというようなこともあるわけです。でも皆さんは、まだ具体的には決まっていないというようなことで我々にも何にも示されていないけれど、やはりこういう請願が出て、地元の90%の人が同意をしていないというようなことであれば、やはりスタートラインはもう少し地元の人との会話もきちっとやって、どういう状況でいくかということをやらないといかんのじゃないですか。いかがですか。

◎岡田善行委員長
都市整備部長。

●上田都市整備部長

まず、場所についてもお話、御意見いただいておりますけれども、それにつきましては、今はもう供用開始しておりますけれども、市道中村17-1号線を整備いたしました。これは、内宮周辺の渋滞緩和に寄与するために長年時間をかけて造ってきたものでございます。国道23号から月読宮北交差点のところなんですけれども、そちらでしっかり伊勢インターからの車を振り分けることによって、この宇治館町の陸上競技場前が渋滞しないように、民間の力も借りて考えていきたい。

いずれにいたしましても、現在その詳細な設計というのができておりませんので、これからしっかり地元の方々に迷惑かけないように、また自然への配慮も行いながら、できる限り配慮を行いながら進めてまいりたいと思いますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

◎岡田善行委員長
宿委員。

○宿典泰委員

今の話を聞いとると、もう何が何でもここで進んでいくんやというような答弁だと思うんですよね。でも、もうこれはスタートラインから私は違うと思うのは、私申し上げておいたのは、宇治館町の方々はこのことについて賛同しとるということがもう前提の話で、幾ら観光にとって大事だから伊勢市はやるんやと言うたところで、やっぱり地元に対してこういう説明ができていない、ましてや私も市内のどの人に聞いても立体駐車場なんて造んのということで、まだ知らない方もたくさんみえる状況です。「30億円かかるんよ」と言ったらびっくりしとる人もみえるわけで、伊勢市全体でそういうことを議論するということが本来は必要だけでも、皆さんが言う渋滞対策と言うたらもう何が何でも進んでいくということについて、こういう請願が出てきた以上、一度足を止めてもう一度地元からの対応をしていくということをやっついていかないと、また回覧板で回してよしというような状況ではないと思うけれど、もう一度お答え願えませんか。

◎岡田善行委員長
都市整備部長。

●上田都市整備部長

先ほども申しあげましたけれども、まだしっかり詳細設計ができておる状況ではございません。その過程において館町の町会、役員さんらに相談して決めていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

◎岡田善行委員長

すみません、傍聴人は静かにお願いします。
宿委員。

○宿典泰委員

やはり今のやり方すると、また同じようなことでまた請願を出されるということになりますよ。ですから、館町で臨時総会でも開いていただいて、専門の方にも来ていただいて、本当に今後これが渋滞対策になるのかどうかということが、我々もその配られた茶封筒の中身を見てみると、本当にこれはよく計算されとるなとか、やはりこの交通工学というんですか、そういう専門の人がこれを入れてやったのかなというようなことがあって、やはり行政側からお願いしとるコンサルであれ、そういった技術者というのは、やる方向のことだけ議論しとってはいかんと思うんですよね。それで今いろんなことを聞くと、まだ詳細なことは分からん、分からんで進んどのわけですから、このことについてはやはり議会としてもきちっとした話をしていくとなると、ちょっと今の段階で判断できる材料は少ないんじゃないかなとこんなこと思うんですよ。

だから、それは宇治館町のほうで総会をもう一度開いてもらって、その中で本当に地元としては受入れができるのか、できないのかというようなことも確認をしながらしてもらわんと、何かそういったことを無視して詳細設計、詳細設計ということになると、全然それは住民の意思ではないところでやるから、いい話になりませんよね。我々としては、議会側からすると住民の同意をもらうものも当たり前、その次の話としては費用対効果があるかどうか、20年、50年使う施設になりますから、本当にパーク・アンド・バスライドがもう無理でにっちもさっちもいかんというような話なのか、そのあたりのことをきちっと我々としても検証する必要があるということですよ。だから地元への対応だけ、もう一度お答えください。

◎岡田善行委員長

都市整備部長。

●上田都市整備部長

ありがとうございます。会長のお言葉、役員さんらのお言葉も尊重していきたいと思いますので、しっかり相談してまいりたいと思います。以上でございます。

◎岡田善行委員長

よろしいですか。

○宿典泰委員

よろしいって俺の考え方になっていないじゃないですか。

◎岡田善行委員長

もう一度質問されますか。

宿委員。

○宿典泰委員

だから何度も言いますけれども、また自治会長さんと組長さん集めてこそこそってやったところで、また同じ請願が出ますよ、これは。

◎岡田善行委員長

都市整備部長。

●上田都市整備部長

そのあたりも含めてしっかり相談してまいりますので、よろしくお願いします。

◎岡田善行委員長

よろしいですか。

○宿典泰委員

相談するということで。

◎岡田善行委員長

他に御発言はございませんか。

森下委員。

○森下知世委員

すみません、当局の方にお伺いしたいと思うんですけれども、この駐車場を造る場所を決めるに当たって、調査会社に依頼して調査されたと思うんですけれども、環境について専門家の意見などはお聞きされたのでしょうか。

◎岡田善行委員長

交通政策課副参事。

●長交通政策課副参事

環境についての御意見というような視点での調査は行っておりません。以上です。

◎岡田善行委員長

森下委員。

○森下知世委員

今後、この請願の内容が公園の環境保全ですので、環境の専門家などを呼んでもう一度調査していただくようなお考えあるかどうか、お聞かせください。

◎岡田善行委員長

誰でしょうか。

都市整備部参事。

●平見都市整備部参事

今後の進め方について、先ほど部長から答弁ありましたように、また役員さん含めて進め方、プロセスについて相談をさせていただくので、森下委員おっしゃった環境面の配慮につきましては、これからPFI事業で民間を活用しながらという中で、どういう形で環境の専門家を入れられるかも含めて検討していきたいと考えております。以上でございます。

◎岡田善行委員長

森下委員。

○森下知世委員

アドバイザリー業者の予算は決まっています、その中で環境の専門家を呼ぶかどうか今後この先、決められるんですか。

◎岡田善行委員長

都市整備部参事。

●平見都市整備部参事

アドバイザリー契約の中で、仕様書を作成していく中でそういう条件を入れていくということで答弁させていただきました。以上でございます。

◎岡田善行委員長

森下委員。

○森下知世委員

じゃあ、検討はしていただくという理解でよろしいですか。

[発言する者あり]

◎岡田善行委員長

よろしいですか、森下委員。

森下委員。

○森下知世委員

皆さん、いろんな御意見があるので、その交通渋滞だけの調査ではなくて、積極的にこの駐車場ができることによってどういう自然環境が変わるかという、そういうのも考慮していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎岡田善行委員長

他に御発言はないでしょうか。

宮本委員。

○宮本晃委員

すみません、ちょっと先ほど質問させてもらったんですけど、ちょっと視点を変えさせてもらって……

◎岡田善行委員長

宮本委員、今回もですけども、2回目ですので、できれば1つにまとめてこれから質問してください。

一応、宮本委員、どうぞ。

○宮本晃委員

すみません。よろしいんですか、すみません。

ちょっと今ずっと議論をお聞かせさせてもらっていたんですけど、今回のこの駐車場なんですけれども、公園内につける駐車場というのは、渋滞対策の駐車場という今話が出ていますけれども、本来これ公園で今の現況の駐車場として不足しとるといふところの観点はいかがなんでしょうか。

◎岡田善行委員長

交通政策課副参事。

●長交通政策課副参事

現在、スポーツ大会とかイベント開催、こういったものが競技場、公園内で行われる、こういったときには既存の公園駐車場容量では不足いたします。公園以外の市営駐車場のほうにおとめいただいております、結果的に市営駐車場利用される方々が結果渋滞になってしまふと、こういった要因となっております。ですので公園内に立体駐車場を建設いたしまして、この地域の住民の方、来訪者の方のために交通渋滞の干渉緩和、これが目的でございます。以上です。

◎岡田善行委員長

宮本委員。

○宮本晃委員

この前、一般質問のときの当局側の御答弁の中で、年間100日程度、この公園内でイベントが開かれとるといふこともお聞きしています。それと実は私も20年以上陸上関係で携わっていますもので、この陸上競技場の大会によく足を運ぶんですが、全然この公園内に駐車できる余裕がなくて、私らの周りも全て河川敷のほうにとめとるといふふうな状況もありましたので、そういった、もちろんそういったときにはスポーツ関係者以外の池の周景とか公園を楽しむ方々の駐車場もないような状況になっていますので、そういった公園の陸上関係も含めて、公園の関係を利用する方々のその駐車場に対する考え方もまた整理していただきたいと思います。

◎岡田善行委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。

それでは、令和8年請願第1号の討論を行います。

討論はございませんか。

宿委員。

○宿典泰委員

この件については、皆さんからもいろいろと話も出ましたけれども、実際に問題なのは、これが地元として受入れするのにこの90%が反対やというところからスタートしとるわけですよ。当局に聞いても、これから具体的なものは出ないということですから、やはりこういう請願については、もう少し継続をして審査をしていくという必要があるんじゃないかなということをおからは申し上げておきたいと思えます。

◎岡田善行委員長

ただいま継続審査とする意見がありましたので、お諮りいたします。

「令和8年請願第1号 三重県営五十鈴公園への立体駐車場建設に関する請願」について、継続審査とすることに賛成の方は御起立お願いいたします。

〔発言する者あり〕

◎岡田善行委員長

暫時休憩します。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時12分

◎岡田善行委員長

休憩を解き、再開します。

11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時23分

◎岡田善行委員長

休憩を解き、再開いたします。

いろいろ御意見ございましたので、自由討議を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

◎岡田善行委員長

自由討議の意見がある方は挙手をお願いします。

青沼委員。

○青沼陽一郎委員

すみません、この請願自体は計画の再検討を請願するということであって、先ほど来、出ているところによると館町内の民意の形成の仕方ですか、こういったものが問題としても浮かび上がってきてはいるんですが、この請願を通すか通さないかということについて、どこを議題にして、議題というかどこを中心的に捉えていいのかもよく分からず、もっと言うところこれ請願を通すか通さないかというところであれば、そこのその論点をもうちょっと絞っていただきたいなと思っているんですけれども。

◎岡田善行委員長

すみません、青沼委員、論点を絞るとするのは。

○青沼陽一郎委員

すみません、ちょっと私が理解できていないのかもしれませんが、この請願を通すに当たって、公園を潰してほしくないという前提で再検討してほしいということだったんですが、今の話の中では、その館町の中での民意形成の問題も入ってきているので、これはそもそも森を潰さないという前提で請願を通すということでもいいのかどうか。例えば、一般質問の中でもこの署名のことについては質問があって、市長のほうでも再検討はしていくというようなことが出ていますし、そういった部分では、そのプロセスについても含めて請願を通すか通さないかということを考えるのかどうか、そこの論点の整理を委員長にしていいただければと思います。

◎岡田善行委員長

すみません、これは、まず請願人と先ほどの会話もございますが、請願というものはそもそも論、ここの文章に載っていることを審査することであって、この文章が全てですので、この文章の中身を読み取って、賛成か反対か継続という形を読み取っていただきたいと思います。

どうぞ、青沼委員。

○青沼陽一郎委員

それは、こちらで読み取るということですか。

◎岡田善行委員長

それをお願いしたいと思います。

○青沼陽一郎委員

分かりました。

◎岡田善行委員長

他に自由討議の方はございませんか。

森下委員。

○森下知世委員

宿さん、継続審議を望まれたんですけども、私のほうとしましては今日採決をしていた
ただきたいと思います。

◎岡田善行委員長

森下委員、自由討議ですので、採決を採る採らんのはそのときに判断してもらったらい
いで、もし継続のほうで採決を採ってほしければ、座っとならなくても賛成してもらわな
くて結構ですので、よろしいでしょうか。

よろしいですか、それで。

他に自由討議の発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

それでは、ただいま宿委員より継続調査という意見がございましたので、お諮りしたい
と思います。

「令和8年請願第1号 三重県営五十鈴公園への立体駐車場建設に関する請願」につい
て、継続審査とすることに賛成の方は御起立願います。

〔起立多数〕

◎岡田善行委員長

ありがとうございます。

起立6名でありますので、起立多数であります。

よって、令和8年請願第1号は継続審査にすることに決定いたしました。

説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時30分

◎岡田善行委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

【議案第12号 令和7年度伊勢市一般会計補正予算（第9号）（産業建設委員会関係分）】

◎岡田善行委員長

次に、「議案第12号 令和7年度伊勢市一般会計補正予算（第9号）中、産業建設委員会関係分」を御審査願います。

補正予算書の38ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目21交通対策費を御審査願います。

御発言はございませんか。

宿委員。

○宿典泰委員

1,393万1,000円のこの減額の理由を教えてください。

◎岡田善行委員長

都市整備部参事。

●平見都市整備部参事

こちらの減額につきましては、自動運転の減額になります。当初ラッピングを全面に貼ることであったりですとか、あと出発式のイベント費、また利用促進の関係のイベント経費も含んでおったんですが、ラッピングにつきましては、デザインの都合上、一部のラッピングが変わって減額になりました。出発式についても直営でやりましたので、その経費もなかったと。利用促進のイベントにつきましては、損保ジャパンさんのほうで三重県さんと連携してイベントのほうを開催しましたので、そのあたりで約1,300万円程度減額になりました。以上でございます。

◎岡田善行委員長

宿委員。

○宿典泰委員

そうしますと、今回は令和7年度補正で減額になりましたけれど、令和8年度のほうで同じような状況で何か追加をするということになるんでしょうか。その確認だけさせてください。

◎岡田善行委員長

都市整備部参事。

●平見都市整備部参事

これはあくまでも出発式含めて初年度分ですので、この部分を次年度、令和8年度、そちらのほうで上げていくということはありません。以上でございます。

◎岡田善行委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようでありますので、款2総務費の当委員会関係分の審査を終わります。次に、52ページをお開きください。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費のうち、53ページの大事業4、水道事業出資金を御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようでありますので、款4衛生費の当委員会関係分の審査を終わります。次に、56ページをお開きください。

款5労働費を款一括で御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようでありますので、款5労働費の審査を終わります。

次に、58ページをお開きください。

58ページから61ページの款6農林水産業費を款一括で御審査願います。

御発言はございませんか。

宿委員。

○宿典泰委員

この農地費と湛水防除のところで随分補正の、こういう時期に、例えば農業用水の排水路整備費に2,149万5,000円とか、それとか新ごみ処理施設の環境でも1,050万円、その次の湛水防除でも排水維持管理経費の2,978万8,000円と増額になっていきますけれど、このあたり今の時期ということも考えて詳しく御説明願いたいと思います。

◎岡田善行委員長

産業観光部参事。

●松田産業観光部参事

今回の増額の補正の件でございます。

まず、全てにおいてですけれども、これ国の一次補正の追加補正ということでございます。まず1つ目の土地改良事業の農業用排水路整備、これにつきましては、鹿海町にご

ございます水路の整備工事の分、それから新ごみ処理施設、これは西豊浜の圃場整備、パイプラインの更新工事の設計業務、これは三重県営事業の負担金ということになります。それから、排水機場の機能更新につきましては、これは二見町にございます三津の排水機場の更新工事ということで、これも三重県の県営事業となっております、その負担金となっております。以上でございます。

◎岡田善行委員長
宿委員。

○宿典泰委員

そうしますと、県事業の大方が負担金だということで説明があったわけですが、これは当初から予定されておったものが県事業のほうで増額になって、その負担が出たというものの解釈なのか、また、今までやってきた以上のことが県のほうで事業が進むということで負担が出たのか、そのどちらなのでしょう。

◎岡田善行委員長
産業観光部参事。

●松田産業観光部参事

これにつきましては、もともと令和8年度で予定していたものを前倒しで三重県が整備していくというようなことでございます。以上でございます。

◎岡田善行委員長
宿委員。

○宿典泰委員

そうすると、これは国の一次補正でもう総額は幾ら入ったということなんですかね。予定されたという。

◎岡田善行委員長
産業観光部参事。

●松田産業観光部参事

ごめんなさい、総額でよろしかったですか。すみません。

○宿典泰委員
はい。

◎岡田善行委員長
暫時休憩します。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時37分

◎岡田善行委員長

休憩を解き、再開いたします。
産業観光部参事。

●松田産業観光部参事

今回の国の一次補正につきましては、事業費ベースですけれども1億900万円ほどになっております。以上でございます。

◎岡田善行委員長

宿委員。

○宿典泰委員

国のほうの一次補正が1億900万円ですか。県のほうはこれに併せて何か負担が出ておるんですかね。その県の負担があるために市も同様に負担をしたと、こういう読み方でいいのだろうか。

◎岡田善行委員長

産業観光部参事。

●松田産業観光部参事

委員仰せのとおりでございます。

国の補助がございまして、県の負担金、それから市の負担金というふうな三署の負担ということでございます。以上でございます。

○宿典泰委員

分かりました。

◎岡田善行委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

発言もないようですので、款6農林水産業費の審査を終わります。

次に、62ページをお開きください。

款7商工費を款一括で御審査願います。

御発言はございませんか。

宿委員。

○宿典泰委員

商工業振興費のところ、非常に大事だと思う中小企業振興対策事業がもう2,260万6,000円ということで、地域経済循環創造事業がそれぐらいあって、減額ということになっていますけれども、この（１）、（２）、（３）をちょっと説明してください。

◎岡田善行委員長

商工労政課副参事。

●南商工労政課副参事

まず、地域商業活性化事業、こちらにつきましては、まちづくり会社のほうに負担金として交付しております商店街の空き店舗への出店促進と、それとそれにぎわい創出に対する補助金になるんですけれども、今回ちょっと今年度につきましては利用があんまり少なかったということで、減額をさせていただいております。

それと２つ目の創業・スタートアップ支援事業、こちらにつきましては、スタートアップ支援としまして、スタートアップの協働推進事業運營業務委託をさせていただきまして、伊勢市の課題の、社会的な課題とかというものの解決に取り組むというところをスタートアップと協働して取り組むというふうな内容でして、そちらにつきましては、２件の実証事業で行うという予定をしておりましたが１件となったというところで、減額のほうさせていただいております。

それと３つ目ですが、地域経済循環創造事業、こちらにつきましては、当初１億円補助金として用意させていただいたところですが、総務省に上げた中で３事業について採択を受けまして、そちらを合計しますと7,739万4,000円ということで、その１億円から差額を引いた分で減額のほうさせていただくというところがございます。以上です。

◎岡田善行委員長

宿委員。

○宿典泰委員

スタートアップですけど、２点のスタートアップがあるとしとったら１点になったと、この理由は何かあるんでしょうか。

◎岡田善行委員長

商工労政課副参事。

●南商工労政課副参事

当初、庁内で社会的な課題を解決するために13ほど上げまして、そこから絞り込みまして４事業とさせていただいたところ、４事業とさせていただきまして、スタートアップとの協働ということで公募のほうをさせていただきまして、そこでその中で２つに絞り込むという状況やったんですけれども、実際にスタートアップから提案していただいた課

題の解決の方法そのものが、実は今ある、市販で販売されているような商品というものもありましたので、そちらではこの今回のスタートアップとして解決するというものにはのせてしまうのちょっとおかしいかなということで、今回1件というふうになったものでございます。以上です。

◎岡田善行委員長
宿委員。

○宿典泰委員

ちょっと理由を聞いても理由がちょっと分からなかったもので、ちょっと整理してほしいと思うんですけど、スタートアップについては、地域経済循環のこれは2,200万円というのは、以前1件だけはちょっと中止になりましたという、1億円から引いた数字のあれかなと思っとるんやけれど、そういう説明ではなかったんですかね。もう一度お答えください。

◎岡田善行委員長
産業観光部参事。

●東世古産業観光部参事

恐れ入ります。

まず、地域経済循環創造事業につきましては、仰せのとおり、まずは4件で手挙げをさせていただきまして、4件お認めいただいたんですが、1件はちょっと中止になったというところで、その分を減額させていただいたというところでございます。

それとスタートアップの事業につきましては、スタートアップというのは新たな技術等々でもってその課題を解決していくというところが狙いのところ、それとできれば地域の事業者さんも連携していただきながら地域の課題を解決していくというところでこの事業させていただいたところではございますが、先ほども副参事が答弁させていただきましたとおり、2件に絞り込もうとしたんですけれども、1件は今、超短時間雇用というところで取組をさせていただいてはおりますが、もう幾つか、本来課題というのが4点、庁内で上がったんですけれども、既存技術、今既にもう存在する技術での課題解決というところではございましたもので、今年度想定した事業にはちょっとそぐわないかなというところで見送らせていただいて、まずは今年度は超短時間雇用のほうでちょっとチャレンジをさせていただいたというところでございます。以上でございます。

◎岡田善行委員長
宿委員。

○宿典泰委員

もう一点、外部活力導入事業ですけど、686万2,000円ということになるともうほとんど人件費のような気がしてなるんですけど、このあたりの減額の理由を教えてください

い。

◎岡田善行委員長

商工労政課副参事。

●南商工労政課副参事

地域活力導入事業、こちら地域おこし協力隊の人件費と活動経費という形の費用になっております。今現在のところ3名、商工労政課としては3名で活動いただいております。昨年、以前から活動されていた根付関係の協力隊の方がちょっと途中で11月頃に退任されたというところと、昨年の8月に募集をさせていただいた河崎のほうでその中心市街地活性化というところと取り組んでいただける方が、ちょっと体調不良で、途中で1か月ほどで退任されたということがありますので、そちらのほうの金額について減額のほうさせていただきます。以上です。

○宿典泰委員

分かりました。

◎岡田善行委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、款7商工費を終わります。

次に、64ページをお開きください。

款8観光費を款一括で御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、款8観光費を終わります。

次に、66ページをお開きください。

66ページから71ページの款9土木費を款一括で御審査願います。

御発言はございませんか。

宮本委員。

○宮本晃委員

この中で67ページですか、道路維持補修経費2,360万円と結構多額な減額補正していますが、この状況について御説明をお願いします。

◎岡田善行委員長

都市整備部参事。

●見並都市整備部参事

この道路維持補修経費の減額補正の御説明をさせていただきます。

今回2,360万円ほど減額させていただきますが、これにつきましては、道路維持補修経費といいますのは、ほとんどが道路の市道の除草なり、清掃なりという業務が主な業務になるんですけれども、この中で踏切道の改修事業というのがこの中に含まれておりまして、こちらのほうは国の防災・安全交付金の補助をいただいて行つとる事業なんですけれども、今年の内示額が要求額の3割ほどしかちょっと内示がありませんでしたので、通常の施設ですと、例えば延長を切つて事業をするということも可能なんですけれども、踏切という以上、なかなか部分的に修繕するというのが難しいことから、今年度ちょっと見送りさせていただいたというものでございます。以上でございます。

◎岡田善行委員長

宮本委員。

○宮本晃委員

分かりました。そういった国の関係ということですね。鉄道事業者との事業となつてくると思いますので、そうするとこれは令和8年度のほうには上がっておるんですか。

◎岡田善行委員長

都市整備部参事。

●見並都市整備部参事

同じ踏切の箇所ですと令和8年度に計上させていただきます。以上でございます。

◎岡田善行委員長

宮本委員。

○宮本晃委員

分かりました。

では、2つ目です。

67ページのその2つ下か、道路側溝等改良事業です。これは1,627万円の減額補正ですが、たしかこの道路側溝につきましては、今のパブリックコメント中の総合計画後期基本計画の中で目標値とかが挙がっておりました。令和8年度からずっと2,000メートルだったかな、挙がっていましたが、今回この1,627万円の減額補正ですが、この当初どおりの側溝延長はできとるんでしょうか。

◎岡田善行委員長

都市整備部参事。

●見並都市整備部参事

この側溝整備事業におきましては、当初予定しとる箇所は施工させていただいたところ
でございます。その中で入札差金、大体落札率が85%ほどになりますので、総額が約
3,000万円ほどの差金が出ておりまして、変更対応分等も計上しながら、減額として約
1,600万円ほど減額させていただいたものでございます。

◎岡田善行委員長
宮本委員。

○宮本晃委員
分かりました。

じゃあ、次、69ページの港湾海岸事業、県営事業地元負担金でございます。

今回これ2,220万円の減額補正、当初予算見ると2,880万円ということですので、執行率
的にも20%しか執行されていないんですけど、この状況について、これ県営事業ですの
で県が主になるんでしょうが、内容を見ると防波堤の宇治山田港湾の防波堤工事となっ
ておりますので、この減額について御説明をお願いします。

◎岡田善行委員長
監理課副参事。

●中瀬監理課副参事

こちらの理由でございますけれども、現在、三重県で進めていただいております防波堤
の改修工事におきまして、国からの内示が当初を下回っておりまして、それに伴い事業費
が減額となり、負担金についても減額となったものでございます。以上でございます。

◎岡田善行委員長
宮本委員。

○宮本晃委員

分かりました。先ほどの踏切の件と同じように、またそういった形で減額となっている
ということで、これも引き続き令和8年度のほうには対応が上がるんですね。

◎岡田善行委員長
監理課副参事。

●中瀬監理課副参事

令和8年度につきましては、進捗に影響を及ぼさないように、国のほうに例年よりも増
額した要望のほうしていただいております。以上でございます。

○宮本晃委員

ありがとうございました。以上です。

◎岡田善行委員長

他にございませんか。
宿委員。

○宿典泰委員

69ページのまちなかウォークブルの1,000万円のことでちょっとお聞きをしたいと思います。この内容についてお示しをください。

◎岡田善行委員長

都市計画課長。

●井川都市計画課長

まちなかウォークブル推進事業で1,000万円計上させていただいておりますのが、国の一次補正に伴いまして市の補正予算として上げさせていただいております。内容につきましては、令和8年度に予定させていただいております伊勢市駅前商店街のパークレット、その整備費用の一部を補正予算として計上させていただいております。以上です。

◎岡田善行委員長

宿委員。

○宿典泰委員

そうすると令和7年度補正でパークレットの補正を出して、令和8年度でも計画あったと思うんですけども、どういう切り分けをしとるのか教えてください。

◎岡田善行委員長

都市計画課長。

●井川都市計画課長

伊勢市駅前商店街におきましては、4か所のパークレットの整備のほうを考えさせてもらっております。令和7年度に1か所の整備させていただきまして、本年度完了させてもらいました。残り3か所分に関しましては、令和8年度、この補正予算と令和8年度の当初予算を合わせまして整備のほうを予定させていただいた状況でございます。

◎岡田善行委員長

宿委員。

○宿典泰委員

次に、公園の長寿命化でまた2,184万円というのが上がっておるんですけど、令和8年度で3,200万円ぐらいあれやったんかなと思いますけれど、このあたりの増額の理由を

教えてください。

◎岡田善行委員長
基盤整備課長。

●竹内基盤整備課長

こちらにつきましても、主なものとしたしましては、国一次補正で4か所の公園の長寿
命化を行わせていただく予算を計上しておるものでございます。以上でございます。

◎岡田善行委員長
宿委員。

○宿典泰委員

それは、以前から計画に載っておった分の話なんでしょうか。

◎岡田善行委員長
基盤整備課長。

●竹内基盤整備課長

委員仰せのとおりです。整備予定箇所を前倒しで上げさせていただいております。以上
でございます。

○宿典泰委員
分かりました。

◎岡田善行委員長
他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、款9土木費を終わります。

次に、72ページをお開きください。

款10消防費、項1消防費、目4水防費を御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、款10消防費の当委員会関係分の審査を終わります。

次に、80ページをお開きください。

款12災害復旧費を款一括で御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、款12災害復旧費の審査を終わります。
お諮りいたします。

「議案第12号 令和7年度伊勢市一般会計補正予算（第9号）中、産業建設委員会関係分」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。
会議の途中ですが、13時まで休憩させていただきます。

休憩 午前11時53分

再開 午後0時58分

◎岡田善行委員長

休憩を解き、再開いたします。

【議案第16号 令和7年度伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第3号）】

◎岡田善行委員長

次に、131ページをお開きください。

「議案第16号 令和7年度伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第3号）」を御審査願います。

131ページから142ページです。

本件については一括で御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、以上で議案第16号の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第16号 令和7年度伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第3号）」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第17号 令和7年度伊勢市土地取得特別会計補正予算（第1号）】

◎岡田善行委員長

次に、143ページをお開きください。

「議案第17号 令和7年度伊勢市土地取得特別会計補正予算（第1号）」を御審査願います。

143ページから153ページです。

本件についても一括で御審査願います。

御発言はございませんか。

宿委員。

○宿典泰委員

予算のときにも若干触れましたけれど、今回事業費が2億200万円から減額ということですが、これは仕事ができなかったという判断になると思うんですけど、ちょっと状況だけ教えてください。

◎岡田善行委員長

用地課長。

●徳田用地課長

この2億円でございますけれども、やはり一般会計で当該年度にやはり買収できなかったもの等について、公共事業促進のため先行取得ということで上げているところでございます。内容的には、やはり買収できなかったところということもございますが、一般会計で取得でき、この特別会計が必要ななかったというふうなところもございます。以上です。

◎岡田善行委員長

宿委員。

○宿典泰委員

都市計画上の道路の先行買収ですから、このあたりはもう少し力を入れてやっていただかんと、事業ができないということは用地の確保ができないということにつながるわけですから、そのあたりの対応というのを単なる減額ということではなくて、この令和8年度も始まるわけですから、どういう対応でやっていくということだけ確認をしたいと思います。

◎岡田善行委員長

用地課長。

●徳田用地課長

買収のほうにつきましては、やはりなかなか交渉というふうなところもございます。極

力工事担当部署と連携を緊密にしながら、用地買収等に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

◎岡田善行委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、以上で議案第17号の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第17号 令和7年度伊勢市土地取得特別会計補正予算（第1号）」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時02分

再開 午後1時02分

◎岡田善行委員長

休憩を解き、再開いたします。

【議案第19号 令和7年度伊勢市水道事業会計補正予算（第2号）】

◎岡田善行委員長

次に、167ページをお開きします。

「議案第19号 令和7年度伊勢市水道事業会計補正予算（第2号）」を御審査願います。167ページから178ページです。

本件についても一括で御審査願います。御発言はございませんか。

宿委員。

○宿典泰委員

今回、若干収入が増えとるということで、863万9,000円増えたということで補正組んでいただいとるんですけど、正直ちょっと妙だなと思うのは、給水戸数が減っておるのにかわらず増えたということについてちょっと解釈できないので、そのあたりの説明をし

てください。

◎岡田善行委員長

上下水道総務課長。

●中山上下水道総務課長

今回補正で給水収益約860万円の増加の要因としましては、大口の事業者様が臨時的に給水がございまして、その分が増加の主な要因となっております。給水戸数につきましては、今年度の9月末現在から推測した数字になりますので、当初予算と若干ではございませぬけれども減少ということになりましたが、収益の主な要因としましてはもう大口の事業者様のところが大きいところですよ。以上です。

◎岡田善行委員長

宿委員。

○宿典泰委員

大口ですか。大口が増えてということは、以前から住宅は減っていく一方で、大口であったり観光の関係であったりということで増えることについては、我々そんなにあれだと思ひます。

171ページに工事費用の1億8,400万円というのが出てきました。それに伴って他会計からの出資金がいろいろ出てきておるんですけども、そのあたりを御説明願えませんか。

◎岡田善行委員長

上下水道総務課長。

●中山上下水道総務課長

171ページの他会計出資金の増加の主な内容でございませぬけれども、まず水道事業のほうで国補正の採択を受けまして、前倒しで事業費を支出のほうで増加しております。その財源としまして1,830万円。それから、もともと基準内のこの出資の繰入れというのは国の通知によるものなんですけれども、今年度から少し基準の見直しというものがございまして3,980万円増加、そういったことで精査させていただいております。以上です。

◎岡田善行委員長

宿委員。

○宿典泰委員

そうしますと、その工事負担の費用について1億8,400万円というのはどこの工事を充てられたのかちょっと教えてください。

◎岡田善行委員長

上水道課副参事。

●服部上水道課副参事

今回の補正に関しましては、基幹配水管の事業ということで、医療機関など重要施設までの管路の耐震化であったりとか、緊急輸送道路下の老朽管更新のほうで充てております。具体的な場所と言わせていただきますと、ちょっとお待ちください。すみません……

例えば補正でいいますと円座町地内の配水管の布設替え工事であったりですとか、小俣町本町の小俣1号線配水管の布設替え工事などでございます。

件数でございますけれども、国からの補正の内訳といたしまして、全てでトータルいたしますと工事が7件ございます。委託が1件ございます。以上でございます。

◎岡田善行委員長

上下水道部次長。

●濱口上下水道部次長

今言わせていただいた工事は令和8年度予定しておった予定箇所なんですけれども、前倒しで令和7年度補正がついたものでございます。以上です。

◎岡田善行委員長

宿委員。

○宿典泰委員

分かりました。いずれにしても、令和8年度予定が令和7年度に前倒しでできたということはありがたい話だとは思いますが、それと当年度の最終的な利益が5,100万円になったということで報告をいただいておりますので、このあたりの会計的なことも含めて慎重に工事のほうも進めてもらいたいと思います。以上です。

◎岡田善行委員長

他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、以上で議案第19号の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第19号 令和7年度伊勢市水道事業会計補正予算（第2号）」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第20号 令和7年度伊勢市下水道事業会計補正予算（第3号）】

◎岡田善行委員長

次に、179ページをお開きください。

「議案第20号 令和7年度伊勢市下水道事業会計補正予算（第3号）」を御審査願います。

179ページから192ページです。

本件についても一括で御審査願います。

御発言はございませんか。

宿委員。

○宿典泰委員

1点だけ聞かさせていただきます。

雨水管渠の更新が1,400万円ほど増えておるんですけど、これは桧尻川2号のことですか。ちょっと場所があったら、そこも含めて教えてください。

◎岡田善行委員長

下水道課長。

●岡井下水道課長

雨水管渠更新のほうの増額につきましては、雨水管渠、こちらの耐震設計のほうの委託費が上がっております。以上です。

◎岡田善行委員長

宿委員。

○宿典泰委員

ごめんなさい、もう一度言ってくれますか。設計。

◎岡田善行委員長

下水道課長。

●岡井下水道課長

雨水管渠の設計の費用でございます。緊急輸送路とかの下に入っている排水路の耐震の設計を上げております。

◎岡田善行委員長
宿委員。

○宿典泰委員

雨水管渠の設計というのは場所はどこのことを言われているのかちょっと分からなかったんで、もう一度教えていただけますか。

◎岡田善行委員長
下水道課長。

●岡井下水道課長

この設計の場所につきましては、伊勢市駅前、鳥羽松阪線、こちらの下に入っている雨水管渠のことになります。以上です。

◎岡田善行委員長
宿委員。

○宿典泰委員

これは、いずれにしても令和8年度も引き続きやっていく工事の設計ということになるんでしょうか。

◎岡田善行委員長
下水道課長。

●岡井下水道課長

設計の後、引き続き工事を進めていきます。

◎岡田善行委員長
上下水道部次長。

●濱口上下水道部次長

今、言われておるこの委託費なんですけれども、昨年12月の補正予算で上げた緊急点検とはまた別の場所で、緊急輸送道路下の雨水管渠ということで耐震をやっていくということで、今回、鳥羽松阪線の中にある排水路の設計をさせていただく予算となっております。

◎岡田善行委員長
宿委員。

○宿典泰委員

ちょっと珍しいかなと思うのは、第4条のほうで企業の償還金が1,250万円増えたということで、償還していくんですからいい話だとは思いますが、こういう事態というのは結構あるんですかね。

◎岡田善行委員長

上下水道総務課長。

●中山上下水道総務課長

こちらの償還金につきましては、資本費平準化債につきまして、例年資金繰りの関係で年度末に借り入れていたものを今年度資金がちょっと厳しいということで9月末に借り入れたことによりまして、3月に元金の償還が発生したものでございます。以上です。

○宿典泰委員

分かりました。ありがとう。

◎岡田善行委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、以上で議案第20号の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第20号 令和7年度伊勢市下水道事業会計補正予算（第3号）」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第22号 伊勢市附属機関条例の一部改正について】

◎岡田善行委員長

次に、条例等議案書の7ページをお開きください。

7ページから18ページの「議案第22号 伊勢市附属機関条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、以上で議案第22号の審査を終わります。
続いて討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第22号 伊勢市附属機関条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第35号 伊勢市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正について】

◎岡田善行委員長

次に、126ページをお開きください。

126ページから128ページの「議案第35号 伊勢市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、以上で議案第35号の審査を終わります。
続いて討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第35号 伊勢市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第38号 市道の路線の認定について】

◎岡田善行委員長

次に、139ページをお開きください。

139ページから140ページの「議案第38号 市道の路線の認定について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

宿委員。

○宿典泰委員

ここの市道認定については、私は、多分その認定する条件には皆合ったんで市道認定するというのはいいんですけれど、結局、伊勢南島線から入ってくる、細いのかどうかあれですけれど、その道が市道になっておるかどうかわからないので教えてください。

◎岡田善行委員長

都市整備部参事。

●見並都市整備部参事

北側の主要地方道伊勢南島線から南に向かう道路につきましては、市道の認定はございません。

◎岡田善行委員長

宿委員。

○宿典泰委員

そのときにエンドのほうで認定をするということは、県道のほうから入ってくるそこを改良事業とか排水路とか、そういったことで要望が出てこないのかな。結果的には私、申し上げるのは、一連の道路として使えるようにということであれば私は問題ないかと思うんですけれど、そういう途中の道路が、例えば民地があるということであれば、それもこの際に整理をしておく必要があるんじゃないかなと思うものですから、ちょっとお聞きをしました。そのあたりいかがでしょうか。

◎岡田善行委員長

都市整備部参事。

●見並都市整備部参事

このおっしゃられる道路につきましては、建築基準法上の42条1項3号道路ということで、もともと建築基準法が制定前から存在していた道路、4メートル以上の道路という扱いになっております。ただし所有権は、一部民有地があるということと、今回の開発地の接道部分が伊勢市の市営住宅、万所団地の住宅団地用地ということもございますので、現在のところ市道認定はさせていただいていませんけれども、所有権等の整理がつくのであれば、4メートル以上の道路ということになりますので、市道認定の基準に基づいて将来については認定は可能であると考えております。

○宿典泰委員
分かりました。

◎岡田善行委員長
他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長
御発言もないようですので、以上で議案第38号の審査を終わります。
続いて討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長
ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第38号 市道の路線の認定について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長
御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。
以上で付託案件の審査は全て終了いたしました。
お諮りいたします。

委員長報告文の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長
御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【観光振興に関する事項】

〔宿泊税の導入について〕

◎岡田善行委員長
次に、「観光振興に関する事項」について御審査願います。
「宿泊税の導入について」、当局から説明を願います。
観光振興課長。

●東観光振興課長
それでは、「宿泊税の導入について」、御説明をさせていただきたいと思えます。
資料1を御覧ください。

1、「宿泊事業者等との意見交換会の概要」です。

宿泊事業者及び観光関係団体を対象に宿泊税の使途や特別徴収義務者の負担軽減に向けた検討を進めるため、意見交換会を1月20日に実施いたしました。

次に、2、「意見交換会の質問・意見」でございます。

重複した御意見もございますので、御意見について主な内容を分類、整理しております。

まず、(1)特別徴収事務の負担軽減に関することです。

「特別徴収に関連した人件費や宿泊税分をクレジットカード決済する際の決済手数料などを含めて必要経費として市で負担してほしい」という御意見や、「特別報償金を可能な限り高い報償率になるよう検討してはどうか」というような御意見がございました。

次に、(2)目的・使途に関するところでございます。

「夢のある使途を考えては」という御意見や「宿泊施設と連携した市内で使えるクーポン発行などの具体的な施策、そういったものと考えてはどうか」という御意見、自動運転バスなど多額の経費がかかる事業に関し、「そもそも税の使い道として不満があるんだ」というような御意見などがございました。

続いて、(3)その他でございます。

「宿泊税の制度自体について廃案とすることも選択肢に含められないか」という御意見、また、「事前に回答を含めて配付資料、当日に配付するような資料を送付してほしい」というような会議の進め方に関する御意見、「宿泊税以外の観光財源の確保の観点から検討してはどうか」というような御意見などがございました。

なお、この意見交換会の当日配付資料や議事録につきましては、ここにまとめたもの以外を含めまして市ホームページへ掲載してございます。

続きまして、2ページを御覧ください。

3、「意見を踏まえた見直しについて」でございます。

(1)支援制度の見直しの1つ目の項目、宿泊税システム整備費補助金につきましては、目的に沿った導入経費であれば柔軟に対応する方針、そういうふうな方向でいたいというふうに考えております。

次に、特別徴収事務報償金でございますが、資料の表のほうには令和8年4月1日の時点での導入予定の自治体を含めた先行自治体の事例を参考に記載してございます。また、表外には導入を検討中ではございますが、志摩市さんが特別報償金6%を目標にするということを表示されていますので、参考に記載しております。

なお、伊勢市の従来案としましては、導入後5年間は特別徴収事務報償金は3%とすることを示してまいりましたが、先行自治体の例を参考に特別徴収義務者の負担感を考慮した見直しをさせていただきたい、そのように考えております。

次に、(2)免税点導入の検討でございます。

資料には先行自治体の例と志摩市の案を記載してございます。

従来、当市の案としましては免税点なしということをお示しをしてまいりました。低廉な価格帯の宿泊に対する負担感、こちらを考慮しまして、免税点の導入に関しましても検討をさせていただきたい、そのようにしていきたいというふうに考えております。

次に、(3)使途案の提示でございます。

使途の検討に当たりましては、これまでお示しをしてまいりました使途の三本柱というこ

との方向性をもちまして、今後、宿泊者、市民、宿泊事業者にも分かりやすく具体的な用途になるよう中長期的な視点も含めて再度整理しまして、提示してまいりたいというふうに考えております。また、今後も宿泊事業者等の御意見も伺いながら検討したいというふうに考えております。

次に、4、「今後の予定」でございます。

5月中旬を目安に宿泊事業者へ宿泊料金等の調査を進めまして、説明会もしていきたいというふうに考えております。また、併せまして宿泊税導入後の検証体制構築に向けた検討も進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、5月以降に調査や意見交換を踏まえた変更制度案、そして使途案、こちらにつきまして市議会へお示しをし、その後、宿泊事業者等へもお示しをしてまいりたいというふうに考えております。

以上、「宿泊税の導入について」の説明となります。御協議賜りますようよろしくお願いいたします。

◎岡田善行委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はございませんか。

◎岡田善行委員長

森下委員。

○森下知世委員

すみません、先ほど特別徴収義務の負担を伊勢市が3%と考えられているとおっしゃったんですが、県内では志摩が6%を目標にするとあるんですけど、この志摩市に近づくことは難しいんですか。

◎岡田善行委員長

総務部参事。

●森本総務部参事

今までの意見交換会の中で宿泊事業者の負担軽減ということで、一応私どもも負担軽減、なくすためにどういった支援がいいかというのを検討してまいりました。志摩市が6%ということを示していますので、ただこれも総務省協議というのがありまして、なかなかすんなりこちらが決めても了解が取れるかどうかというの分かりませんので、ただそういう事例もありますので、伊勢市としても隣の市ですので、そちらに合わせるぐらいの気持ちでは取り組んでいきたいと思っております。以上です。

◎岡田善行委員長

森下委員。

○森下知世委員

ありがとうございます。

あともう一点、その下の免税点導入の検討なんですけど、志摩市が免税点5,000円を表明しているんですけども、伊勢市は今のところどう考えていらっしゃるんですか。

◎岡田善行委員長
総務部参事。

●森本総務部参事

これも今までの宿泊事業者意見交換会の中で、低廉な価格帯で設定されている宿泊事業者の方に対して負担感が多いということで御意見もいただいていたので、志摩市が5,000円という免税点設けました。ただこれにつきましては、これからどういった免税点を設けるにしてもどういった価格帯に設定していくかというのを宿泊事業者の価格帯の調査とかをさせていただいた上で今後決めさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○森下知世委員
分かりました。ありがとうございました。

◎岡田善行委員長
よろしいですか。
他にございませんか。
宿委員。

○宿典泰委員
支援制度のことについては、今までも2.5%、3%というようなことではなかなか今の事業者が納得できないと、それ以上の手数料を払うんやというようなことだったと思うんですけど、それが5%、6%になるものなのか、ちょっとこれからの推移をそれについては見守りたいと思うんですけど、何しろこれは宿泊事業者が納得できるかどうかということが一番大きな話だとは思うんですよね。そのあたりのこの前回1月20日にあったその事業者との説明会ではどのような雰囲気やったのか、教えてほしいんですけど。

◎岡田善行委員長
観光振興課長。

●東観光振興課長

ありがとうございます。

まず、その当日の雰囲気としましては、やはり今まで御意見をいただいていた方々の発言が多い状況ではあったんですけども、やはり委員仰せのとおり事務の負担感、先ほど御説明を申し上げましたクレジットカードの決済やOTAの手数料、ああいったものも含めまして必要経費というのをやはり重く受け止めて、それでも何とかしてほしいんだとい

う御意見であったりとか、事務の事務上のお話もいろいろいただいたんですけども、やはり一番のまずはそのあたりだというふうに考えております。

その上で、使途につきましても今回ちょっと書かせていただきましたが、夢のあるようなもの、あるいは自分たちがメリットに感じるようなもの、こういったもの話じゃないのかということもありますので、このあたり使途の部分は書かせていただきましたが、少し具体的な話が独り歩きしてもいけないんですが、コミュニケーションを取りながらお話をしていければということも含めまして、今回このような使途案の提示というのも今後考えさせていただきたいというのを上げさせていただいたところでございます。以上でございます。

◎岡田善行委員長
宿委員。

○宿典泰委員

分かりました。それはもう十分宿泊事業者の人と検討してほしいと思います。

免税点のことですが、伊勢市内のその宿泊事業者の中で5,000円以下というのか、5,000円で宿泊しておるという事業者というのは、件数としてはどんな状況なんでしょうか。

◎岡田善行委員長
観光振興課長。

●東観光振興課長

ありがとうございます。

こちら今までの検討委員会等で調べてきた調査では、5,000円以下という基準としてはちょっと調べていないので持ち合わせないんですが、ただお宿によっても時期や曜日等でもともと8,000円レベルだったものが時期によっては5,000円未満になるといったような時期もありますので、そういったことを踏まえて細かくの調査はできないかと思うんですけども、宿泊事業者自体にお伺いをしたいということもありまして、調査の期間も少しいただきたいというふうに考えております。以上でございます。

◎岡田善行委員長
宿委員。

○宿典泰委員

それ言われたように、旅行の業者じゃなくてこちらで仕事で何泊もするという方が見えて、そういう人らについては、このいわゆる免税点というのを導入してはという話があったと思いますので、そのあたりはもう少し調査をして、免税点が5,000円と言うても5,000円のところはありませぬのやということでは何のための免税点か分かりませぬので、そのあたりのこと十分調査をしていただきたいと思います。

これが順調よくいって、その使途というのが1億8,000万円ぐらい収入があるというこ

とを200円でね、そのときの話としてもやはりどういう使途でこの導入を決めたんやということにもなりかねないので、ここにはざっくり観光としての目的的な話が3本柱であるわけですが、やはりこれも議会のほうへ具体的な案としてこういうものにきちっと使っていくというようなことで、これもやはり宿泊事業者のほうの納得感が得られるような状況にしてほしいと思います。特にやはり集める限りは、宿泊事業者の人に恩恵が、光が当たるような状況を確認をさせていただきたいと思いますが、そのあたりの案としてはどうでしょうか。

◎岡田善行委員長
観光振興課長。

●東観光振興課長

ありがとうございます。

意見交換会の中でも大きく2つに分かれたかなと思っておるんですが、1つは、委員仰せのとおり宿泊事業者自らのメリットになるようなものというような使い道、そして夢のあるようなというようなちょっと中長期的なことの視点の使途というのはなかなか書きづらいところが今まであったんですけれども、そういった夢のあるようなというようなそういったことも含めてきているのかなとは思っております。このあたり、ただあまりにも大きいことも書き過ぎてもということはあるので、少し整理しながらお示しをしていけるように整理してまいりたいと思っております。以上でございます。

○宿典泰委員
ありがとう。

◎岡田善行委員長
他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

ないようですので、説明に対しての質問を終わります。

続いて委員間の自由討議を行います。御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、自由討議を終わります。

以上で「宿泊税の導入について」を終わります。

「観光振興に関する事項」につきましては、引き続き調査を継続していくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。本件については、引き続き調査を継続いたします。

【行政視察について】

◎岡田善行委員長

次に、「行政視察について」を御協議願います。

本件につきましては、2月9日の産業建設委員協議会におきまして6月定例会までの実施を決定したものです。

日程については、5月12日火曜日を含む3日間を予定したいと思います。

視察項目につきましては、「農林水産に関する事項」等で調整中でございます。

本件について御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、この程度で終わります。

詳細が決まり次第、委員の皆様にご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、諸般の都合により、視察日程、視察項目が変更となる可能性も考えられますが、その際にも御連絡させていただきます。

以上で御審査いただきます案件の審査は終わりましたので、これをもちまして産業建設委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午後1時31分

上記署名する。

令和8年3月13日

委員長

委員

委員